

電気供給業に係る法人事業税の課税方式に関するQ&A

Q1 電気供給業とは？

A 1 需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。（通（県）3章4の9の2）

Q2 電気供給業を行うために設立された法人ですが、今期は準備段階のため、電気供給を開始していません。法人事業税における電気供給業に該当しますか？

A 2 現に電気を供給していない場合、法人事業税における電気供給業には該当しないので、収入割ではなく、所得割（資本金が1億円を超える法人は付加価値割及び資本割も含む。）により申告してください。（法第72条の12、法第72条の24の2）

Q3 電気供給業とそれ以外の事業（所得等課税）を併せて行う法人が課税標準を区分計算する際、共通する収入金または経費がある場合、法人事業税はどのように計算するのですか？

A 3 所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の部門に共通する収入金額または経費がある場合は、これらを両事業部門の売上金額など最も妥当だと認められる基準によって按分してください。（通（県）3章4の9の5）

Q4 主たる事業が電気供給業である、熊本県外に本店がある法人です。熊本県には無人の発電設備のみが設置されており、事務所又は事業所がありません。申告は必要でしょうか？

A 4 法人事業税は人的設備及び物的設備を有する事務所又は事業所がある都道府県に対し納税義務が生じますので、無人の発電設備のみを設置している熊本県への申告義務はありません。（通（県）1章6）

Q5 法人事業税の中間（予定）申告は必要ですか？

A 5 収入割を申告する法人で、事業年度が6ヵ月を超える場合は、必ず中間申告（予定申告）が必要です。需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。（法第72条の26第1項ただし書き）

Q6 3号事業と（収入金課税）と1号事業（所得等課税）を併せて行っており、それぞれの課税標準額を区分計算により算定しています。この場合、1号事業で生じた欠損金額を3号事業に係る所得から繰越控除することはできますか？

A6 できません。各事業年度の3号事業又は1号事業に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額に限るものとされています。（通（県）第3章4の7の4（3））

Q7 新しく電気供給業開始しましたが、異動届は必要ですか？

A7 事業の変更は届出事項ですので、「法人の事務所設置（変更・廃止）等届出書」によって、その旨を届け出てください。なお、課税標準の計算方法が従前と変更になる場合がありますので、ご注意ください。